

## 社会福祉法人桐鈴会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐鈴会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（職員として雇用されている者）については、「職員就業規則」及び「職員給与規程」等に基づき、職員給与、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する給料等の額は、次の各号による給料等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 給与については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員退職手当共済制度によるものとする。
- (4) 通勤手当等諸手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じてさだめるものとする。

- (1) 非常勤理事、監事（非常勤）の報酬については、別表3に定める額を年額で支給する。
- (2) 評議員（非常勤）、評議員選任・解任委員（非常勤）については、別表3に定める額を日給で支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給料との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する給与、賞与及び退職手当の支給時期は当法人職員に準ずるものとする。

- 2 非常勤理事、監事(非常勤)に対する報酬は年額として、原則、12月21日に支給する。
- 3 評議員(非常勤)、評議員選任・解任委員(非常勤)に対する報酬は、当該会議に出席した都度、原則、翌月21日に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに乗員役員等に就任した者には、その日から給与を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの給与を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の給与額については、その月の月間出勤日数により日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬（給与））

役職名等	報酬（給与）の額
理事	当法人職員給与規程に基づき基本給、諸手当を支給する。基本給は職務経歴を換算し、給与表により決める。

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	当法人正職員の支給月数に準じる
12月の賞与	当法人正職員の支給月数に準じる

別表3（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

評議員会への出席	5,000円（日額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	8,000円（日額）

## (2) 理事長

理事会等会議への出席	70,000円（年額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	なし（年額報酬に含む）

## (3) 理事

理事会等会議への出席	50,000円（年額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	なし（年額報酬に含む）

## (4) 監事

監事監査等への出席	50,000円（年額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	なし（年額報酬に含む）

## (5) 評議員選任・解任委員（外部委員に限る）

評議員選任・解任委員会への出席	5,000円（日額）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤等	8,000円（日額）